



宮崎県公報

令和7年12月18日(木曜日) 第673号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

規則

○宮崎県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改 正する規則	(商工政策課)	1
○議決された予算の要領の公表	(財政課)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出	(福祉保健課)	1
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変 更	(〃)	2

頁

○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(福祉保健課)	2
○保安林の指定予定	(自然環境課)	2
○保安林の指定解除の予定の通知	(〃)	2
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について	(〃)	2
○洪水浸水想定区域の指定	(河川課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	4
公 告		
○土地改良区の認可地縁団体への組織変更の認可	(団体指導検査課)	5
○入札公告		5

規則

宮崎県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第68号

宮崎県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

宮崎県中小企業高度化資金貸付規則(平成12年宮崎県規則第130号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(貸付対象事業等)	(貸付対象事業等)
第2条 県は、次に掲げる者に対し、高度化資金を貸し付けるものとする。	第2条 県は、次に掲げる者に対し、高度化資金を貸し付けるものとする。
(1) 次のアからケまでに掲げる者であって、法第15条第1項第3号に掲げる事業又は当該事業に附帯する事業を行うもの ア [略] イ 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する組合等 ウ 下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等 エ～ケ [略]	(1) 次のアからケまでに掲げる者であって、法第15条第1項第3号に掲げる事業又は当該事業に附帯する事業を行うもの ア [略] イ 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者 ウ 受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する中小受託事業者等 エ～ケ [略]
(2) [略]	(2) [略]
2・3 [略]	2・3 [略]

附則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

宮崎県知事 河野俊嗣

告

示

宮崎県告示第830号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、令和7年11月宮崎県議会定例会において議決された予算の要領を別冊のとおり公表する。

令和7年12月18日

宮崎県告示第831号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	廃止年月日
宇和田胃腸内科	西都市右松1丁目11番地	令和7年12月1日

宮崎県告示第832号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
NPO法人れんげメディカルグループ	大阪府大阪市西区立売堀一丁目7番18号 国際通信社ビル	フォーラム介護支援センター	都城市一万城町49号4-6

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
都城市一万城町41-8ガーデンR1 102	都城市一万城町49号4-6	令和7年11月1日

宮崎県告示第833号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
合同会社都城ドライブスルートルーアート調剤薬局	都城市祝吉町5006番1	都城ドライブスルートルーアート調剤薬局	都城市祝吉町5006番1	令和6年8月31日

宮崎県告示第834号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日南市大字東弁分字舞台ヶ迫乙2408(次の図に示す部分に限る。)、乙2406-1、乙2406-2、乙2409-2、乙2409-3、乙2410、乙2411-1、乙2411-2、乙2411-4
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は抾伐による。
字舞台ヶ迫乙2406-2(次の図に示す部分に限る。)、乙2408、乙2409-2・乙2409-3・乙2411-1・乙2411-2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第835号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 解除予定保安林の所在場所 日南市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第836号

保安林の指定施業要件の変更(令和7年宮崎県告示第780号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は村の村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 - 串間市役所

宮崎県公報

令和7年12月18日(木曜日) 第673号

山下松助、山崎傳吉、時任金藏、時任仲藏、時任與四郎、小田原彌三八、川崎亀吉、竹原末吉、肥田熊次郎、肥田藤太郎、肥田寅太

(2) 諸塚村役場

一道芳彌、松田緑、前田力松、薊熊一

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年宮崎県告示第780号によること。

宮崎県告示第837号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、次の河川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を次の図のとおり公表する。

「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部河川課、所管の土木事務所及び西臼杵支庁において一般の縦覧に供する。

令和7年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

水系名	河川名	所管の土木事務所等
大淀川	大淀川	都城土木事務所、高岡土木事務所
大淀川	八重川	宮崎土木事務所
大淀川	津屋原沼	宮崎土木事務所
大淀川	山内川	宮崎土木事務所
大淀川	山崎川	宮崎土木事務所
大淀川	園田川	宮崎土木事務所
大淀川	古城川	宮崎土木事務所
大淀川	大坪前川	宮崎土木事務所
大淀川	北川内川	宮崎土木事務所
大淀川	新別府川	宮崎土木事務所
大淀川	江田川	宮崎土木事務所
大淀川	西田川	宮崎土木事務所
大淀川	鶴田川	宮崎土木事務所
大淀川	小松川	宮崎土木事務所
大淀川	小松川放水路	宮崎土木事務所
大淀川	青柳川	宮崎土木事務所
大淀川	水流川	宮崎土木事務所
大淀川	大谷川	宮崎土木事務所
大淀川	金竹川	宮崎土木事務所
大淀川	宮ノ下川	宮崎土木事務所
大淀川	生目川	宮崎土木事務所
大淀川	跡江川	宮崎土木事務所
大淀川	瓜生野川	宮崎土木事務所
大淀川	本庄川	宮崎土木事務所、高岡土木事務所
大淀川	深年川	高岡土木事務所
大淀川	木脇川	高岡土木事務所
大淀川	桑鶴川	高岡土木事務所
大淀川	宮本川	高岡土木事務所
大淀川	三名川	高岡土木事務所
大淀川	仮や原川	高岡土木事務所
大淀川	北俣川	高岡土木事務所
大淀川	永山川	高岡土木事務所
大淀川	後川	高岡土木事務所
大淀川	明久川	宮崎土木事務所、高岡土木事務所
大淀川	竹田川	高岡土木事務所

大淀川	森永川	高岡土木事務所
大淀川	綾北川	高岡土木事務所
大淀川	湯の谷川	高岡土木事務所
大淀川	下の谷川	高岡土木事務所
大淀川	弥次川	高岡土木事務所
大淀川	内の丸川	宮崎土木事務所
大淀川	長溝川	宮崎土木事務所
大淀川	天神川	宮崎土木事務所
大淀川	六田川	宮崎土木事務所
大淀川	江川	高岡土木事務所
大淀川	瓜田川	高岡土木事務所
大淀川	麓川	高岡土木事務所
大淀川	飯田川	高岡土木事務所
大淀川	尾谷川	高岡土木事務所
大淀川	内山川	高岡土木事務所
大淀川	原田川	高岡土木事務所
大淀川	板ヶ八重川	高岡土木事務所
大淀川	田中川	高岡土木事務所
大淀川	浦之名川	小林土木事務所、高岡土木事務所
大淀川	古宮田川	高岡土木事務所
大淀川	左ヶ谷川	高岡土木事務所
大淀川	相ヶ谷川	高岡土木事務所
大淀川	永谷川	高岡土木事務所
大淀川	前坂谷川	高岡土木事務所
大淀川	境川	都城土木事務所、高岡土木事務所
大淀川	野崎川	宮崎土木事務所
大淀川	秋社川	小林土木事務所、高岡土木事務所
大淀川	穴水川	都城土木事務所
大淀川	有水川	都城土木事務所
大淀川	東岳川	都城土木事務所
大淀川	花の木川	都城土木事務所
大淀川	富吉川	都城土木事務所
大淀川	樋口川	都城土木事務所
大淀川	沖水川	都城土木事務所
大淀川	細目川	都城土木事務所
大淀川	花谷川	都城土木事務所
大淀川	表川内川	都城土木事務所
大淀川	年見川	都城土木事務所
大淀川	年見川放水路	都城土木事務所
大淀川	柳河原川	都城土木事務所
大淀川	柳河原川放水路	都城土木事務所
大淀川	姫城川	都城土木事務所
大淀川	姫城川放水路	都城土木事務所
大淀川	萩原川	都城土木事務所
大淀川	安久川	都城土木事務所
大淀川	崩川	都城土木事務所
大淀川	寺柱川	都城土木事務所
大淀川	梅北川	都城土木事務所
大淀川	床丸川	都城土木事務所
五ヶ瀬川	五ヶ瀬川	延岡土木事務所、西臼杵支庁
五ヶ瀬川	北川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	大武川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	大峡谷川	延岡土木事務所

宮崎県公報

五ヶ瀬川	杭ヶ内川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	家田川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	川坂川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	大内谷川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	小川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	細見谷川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	多良田川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	鎧川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	矢ヶ内川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	市の内谷川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	木和田内川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	歌糸川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	竹の脇川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	末越川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	土々呂川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	市尾内川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	木浦内川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	奥河内川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	木口谷川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	仁田内川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	桑原川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	祝子川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	蛇谷川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	佐野川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	工内川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	鹿狩瀬川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	檜山谷川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	小檜山谷川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	森木谷川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	大野川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	松山川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	小峰川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	行膝川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	惣ヶ内川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	西階川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	妙田川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	細見川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	岡元谷川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	曾木川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	大保下川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	伍領川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	八峠川	延岡土木事務所
五ヶ瀬川	綱ノ瀬川	延岡土木事務所、西臼杵支庁
五ヶ瀬川	猪の内谷川	延岡土木事務所
川内川	川内川	小林土木事務所
川内川	溝添川	小林土木事務所
川内川	大丸川	小林土木事務所
川内川	白川	小林土木事務所
川内川	堂山川	小林土木事務所
川内川	大河平川	小林土木事務所
川内川	湯の川	小林土木事務所
川内川	西境川	小林土木事務所
川内川	稻荷川	小林土木事務所
川内川	天神川	小林土木事務所

川内川	川北川	小林土木事務所
川内川	閑川	小林土木事務所
川内川	門川	小林土木事務所
川内川	長江川	小林土木事務所
川内川	谷川	小林土木事務所
川内川	池島川	小林土木事務所
川内川	白鳥川	小林土木事務所
川内川	二十里川	小林土木事務所
川内川	山内川	小林土木事務所
川内川	鉄山川	小林土木事務所
川内川	内山川	小林土木事務所
古江川	古江川	延岡土木事務所
古江川	谷光川	延岡土木事務所
中港川	中港川	延岡土木事務所
須美江川	須美江川	延岡土木事務所
沖田川	沖田川	延岡土木事務所
沖田川	浜川	延岡土木事務所
沖田川	井替川	延岡土木事務所
沖田川	石田川	延岡土木事務所
清武川	清武川	宮崎土木事務所
清武川	蠣原川	宮崎土木事務所
清武川	熊野川	宮崎土木事務所
清武川	田上川	宮崎土木事務所
清武川	久保川	宮崎土木事務所
清武川	水無川	宮崎土木事務所
清武川	丸目川	宮崎土木事務所
清武川	岡川	宮崎土木事務所
清武川	祝田川	宮崎土木事務所
清武川	大久保川	宮崎土木事務所
清武川	船引川	宮崎土木事務所
清武川	黒北川	宮崎土木事務所
清武川	井倉川	宮崎土木事務所
清武川	楠原川	宮崎土木事務所
清武川	山住川	宮崎土木事務所
清武川	松山川	宮崎土木事務所
清武川	片井野川	宮崎土木事務所
清武川	麻瀆川	宮崎土木事務所
清武川	元野川	宮崎土木事務所
清武川	庵屋川	宮崎土木事務所

宮崎県告示第838号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和7年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 熊坂地区

(1) 区域の表示

えびの市大字大明司及び大字坂元の区域内の土地のうち、次の1点から17点までを順次結んだ線及び1点と17点を結んだ線に囲まれた土地の区域

(2) 座標の表示

座標点	緯度及び経度
1	北緯32度03分01秒8407 東経 130度51分09秒9859
2	北緯32度03分04秒7106 東経 130度51分11秒2779
3	北緯32度03分03秒1130 東経 130度51分14秒7910
4	北緯32度03分01秒8383 東経 130度51分17秒0713
5	北緯32度03分03秒7759 東経 130度51分16秒5554
6	北緯32度03分06秒6615 東経 130度51分17秒1159
7	北緯32度03分09秒0729 東経 130度51分19秒8400
8	北緯32度03分09秒6594 東経 130度51分23秒9163
9	北緯32度03分07秒5807 東経 130度51分26秒1185
10	北緯32度03分06秒8223 東経 130度51分24秒0737
11	北緯32度03分06秒3760 東経 130度51分23秒0617
12	北緯32度03分06秒6996 東経 130度51分20秒2198
13	北緯32度03分06秒0069 東経 130度51分19秒9167
14	北緯32度03分04秒1077 東経 130度51分20秒2563
15	北緯32度03分02秒5346 東経 130度51分19秒9928
16	北緯32度03分00秒3821 東経 130度51分18秒6306
17	北緯32度02分59秒5653 東経 130度51分15秒1626

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の13第1項の規定により、大丸土地改良区（小林市）から令和7年8月27日付けで申請のあった認可地縁団体への組織変更を認可した。

令和7年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

入札公告

宮崎県指定難病等医療費助成システム構築・導入業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和7年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 企画提案競技に対する事項

- (1) 業務件名 宮崎県指定難病等医療費助成システム構築・導入業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の特質等 宮崎県指定難病等医療費助成システム構築・

導入業務委託調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年12月25日まで
- 2 企画提案競技に参加する者に必要な資格
この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務のものであること。
 - (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。
 - (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者であること。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)に掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

 - (1) 申請用紙を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理課物品調達第一担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号 0985(26)7208
 - (2) 申請書類の受付期間 令和7年12月18日から令和8年1月26日まで（土曜日、日曜日、祝日、令和7年12月29日から同月31日まで及び令和8年1月2日（以下「年末年始」という。）を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も隨時受け付けるが、この場合には参加資格審査が企画提案競技に間に合わないことがある。
なお、企画提案競技に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 宮崎県指定難病等医療費助成システム構築・導入業務委託企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布場所及び配布期間
 - (1) 配布場所 宮崎県福祉保健部健康増進課がん・疾病対策担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号 0985(26)7079
 - (2) 配布期間 令和7年12月18日から令和8年2月2日まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 企画提案競技に関する質問
企画提案競技及び仕様書に関する質問がある場合は、実施要領に定める企画提案競技質問書を提出すること。
 - (1) 提出先 宮崎県福祉保健部健康増進課がん・疾病対策担当
 - (2) 提出期限 令和8年1月13日午後5時
 - (3) 提出方法 電子メール（kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp）又はファックス（0985(26)7336）
 - (4) 回答方法 軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。ただし、質問者名は公表

<p>しない。</p> <p>6 企画提案競技参加申込書の提出先、提出期限及び提出方法 企画提案競技への参加を希望する者は、次により企画提案競技参加申込書を提出すること。</p> <p>(1) 提出先 宮崎県福祉保健部健康増進課がん・疾病対策担当 (2) 提出期限 令和8年1月26日午後5時 (3) 提出方法 電子メール (kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp) 又はファックス (0985 (26) 7336)</p> <p>7 企画提案書等の提出先、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出先 宮崎県福祉保健部健康増進課がん・疾病対策担当 (2) 提出期限 令和8年2月2日午後5時(郵送であっても必着とする。) (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)</p> <p>8 審査 資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会の審査を経て受託候補者を選定するものとする。</p> <p>9 企画提案の無効 次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。</p> <p>(1) 参加する資格のない者又は受託候補者の決定までに2の要件を満たさくなった者 (2) 企画提案競技参加申込書、企画提案書、企画提案書本文その他企画提案競技に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者 (3) 2件以上の企画提案をした者 (4) 6(2)の提出期限までに企画提案競技参加申込書を提出しなかった者 (5) 7(2)の提出期限までに企画提案書等を提出しなかった者 (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提出した者 (7) 2人以上の代理人をした者 (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な提案をした者</p> <p>10 契約締結等</p> <p>(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。</p> <p>(2) 受託候補者との協議が整わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。</p> <p>(3) 契約保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。</p> <p>11 企画提案競技に関する事務を担当する部局 宮崎県福祉保健部健康増進課がん・疾病対策担当</p> <p>12 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達手続の停止等を行うことがある。 (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。</p>	<p>(4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。</p> <p>14 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the service required: Construction and implementation of an information system for medical cost subsidies for designated intractable diseases, etc. in Miyazaki Prefecture 1 set (2) Proposal submission deadline: 5:00p.m. 2 February, 2026 (3) Point of contact: Health Promotion Division, Public Welfare and Health Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8501 Japan, TEL: +81-985-26-7079</p>
--	---